# 社会福祉法人託麻会　理事長報酬規程

（趣旨）
第１条　この規程は、社会福祉法人託麻会の理事長の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（理事長の報酬）
第２条　理事長の報酬は、給料及び期末手当、決算手当、並びに退職金とする。

（報酬の支給日）
第３条　給料及び期末手当の支給日は、職員の例による。

（理事長の給料）
第４条　理事長の給料の月額は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 給料の月額 |
|---|---|
| 理事長 | ５００，０００円 |

（期末手当）
第５条　期末手当の基準日は、毎年６月１日及び１２月１日とする。これらの基準日前１か月以内に辞職し、又は死亡した場合についても同様とする。
２　期末手当の額は、給与の月額に次の倍率を乗じた金額とする。ただし、経営の都合上その他やむを得ない事由により、支給率の変更又は支給しないことがある。
（１）夏季　２．０
（２）冬季　２．０

（報酬の支払い方法）
第６条　理事長の報酬は、本人名義の預金口座への振り込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

（旅費）
第７条　理事長が法人の業務のために出席する場合は、別表により旅費等を支給することができる。

（その他）
第８条　理事長の報酬、旅費の支給に関しこの規程に定めがない事項については、職員の例による。

（決算手当）

第９条　３月期決算の状況によっては、決算手当を支給することができる。
２　決算手当の額は、給与の月額に１．０を乗じた範囲内とする。
３　支給日及び支給方法に関しては職員の例による。

（退職金）
第１０条　理事長が退任したときは、退職金を支給することができる。
２　退職金の額は、次の算式によって得られた金額の範囲内とする。
　　給料の月額×在職年数×功績倍率３以内

３　在職年数の計算に当たっては、５月以内は切り捨て、６月以上は切り上げ１年と算定する。

４　退職金は、退職後２月以内に請求により支払うものとする。

（死亡時の取り扱い）
第１１条　在任中に死亡した場合、退職金は遺族に支給する。遺族とは、配偶者を第１順位とし、配偶者がいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。
　なお、該当者が複数いる場合は、代表者に支給する。

附則
（施行期日）
　この規程は、平成３０年１月１日から施行する。
　この規程は、平成３１年３月１１日から施行する。

別表

| 旅費 | 宿泊費 | 日当 | その他 |
|---|---|---|---|
| 実費とする。 | ２０，０００円<br>必要に応じて実費とすることができる。 | １日につき<br>５，０００円<br>往復８時間未満の日帰り出張の場合<br>日当定額の２分の１ | 実費とする。 |

# 役員及び評議員の業務報酬等に関する規定

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人託麻会の役員及び評議員の業務報酬及び慶弔規定について定めるものである。

（定義）

第２条　この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第３条　役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表第一により業務報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第４条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表第二により旅費等を支給することができる。

２　旅費は実費を支給することができる。

３　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（慶弔費）

第５条　役員及び評議員に慶弔があったときは、別表第三に定める額の範囲内で支給することができる。

（支給方法）

第６条　業務報酬及び慶弔費の支給方法は、現金支払いによる。

（適用除外）

第７条　施設の職員を兼務する役員は、この規定は適用しない。

（改正）

第８条　本規定を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

1　この規定は、平成１６年４月１日より適用する。
2　この規定は、平成２５年７月１日より改定施行する。
3　この規定は、平成３０年１月１日より改定施行する。

別表第一

| 名称 | 業務報酬 |
| --- | --- |
| 理事会業務報酬(日額) | 10,000円 |
| 評議員会業務報酬(日額) | 10,000円 |
| 監事監査指導報酬(日額) | 10,000円 |

別表第二

| 旅費 | 宿泊費 | 日当 |
| --- | --- | --- |
| 実費 | 20,000円 | 10,000円 |

別表第三

| 区分 | 金額 |
| --- | --- |
| 結婚 | 30,000円以内 |
| 入院(1ヶ月以上) | 10,000円以内 |
| 死亡 | 20,000円以内 |
| その他 | 10,000円以内 |